

# 社会福祉法人やまとみらい福祉会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまとみらい福祉会 定款第5条に規定する役員のうち、理事長の報酬に関し、必要な事項を定める。

### (報酬の額)

第2条 理事長の報酬は、1日1回を上限として勤務1回につき20,000円とする。勤務実態に応じて支給するものとし、理事長の地位にあることのみによっては支給しない。

なお、理事長が行う業務は別紙1に掲げるとおりとする。

### (報酬額の決定基準)

第3条 報酬は職員給与の最高額（施設長・事務局長）基準とし、決定する。

### (計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までの期間で計算する。

### (法定控除)

第5条 報酬の支払いに際しては、所得税法等法令に定められた額を控除する。

### (報酬の支払い)

第6条 報酬は翌月20日に、指定する口座へ振り込む。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合にはその直前の営業日に振り込むものとする。

## 附則

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成27年3月24日から施行する。

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

(理事長が行う業務)

1. 定款細則に定める「日常の軽易な業務」に掲げる業務

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、  
その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な  
影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入の契約のうち次のような軽微なもの。
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認め  
られる物品の売却又は廃棄。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入居者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入居者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

2. 運営会議等への参加

3. 日常の事業運営に対する指示及び指導

4. 日常の決裁